指導及び監査の概要

豊　中　市		事　業　者
集団指導（市要綱第３条） 講習等の方法により、事業運営上の留意事項等について周知を行います。	実施通知 出　席 集団指導	**集団指導対象事業者** 集団指導実施日までに指定を受けているサービス事業者等を対象とします。
運営指導（介護保険法第 23 条） ・　運営状況及び介護報酬の算定等について、関係書類の確認及び管理者等に対するヒアリングを事業所等において行います。 ・　改善を要する事項及び介護報酬について適切でない請求が行われている事項等が確認された場合は、指導を行います。 ・　改善期限日までに改善報告が行われない場合あるいは改善内容が不十分な場合は、再指導を行います。	実施通知 運営指導 改善報告 再指導	**運営指導対象事業者** 【一般指導（市が単独で行うもの）】 すべての介護保険施設等に計画的に、また、必要に応じて実施します。 【随時指導（市が単独で行うもの）】 次のいずれかに該当する場合で、特に緊急性の高いものを優先して実施します。 ○　高齢者虐待との関連が疑われる ○　その他日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある 【合同指導（市が大阪府等と合同で行うもの）】 複数の市町村で指定を受けている介護保険施設等のうち特に大阪府等と合同で指導を行うことが必要と認められる施設等について実施します。
監　査（介護保険法第 78 条の７等 ） ・　監査事案について、関係書類の確認及びヒアリングを行います。 ・　指定基準違反等が認められた場合は、期限を定めて、基準を遵守すべきことを**勧告**します。 ・　正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、期限内にその勧告に係る措置をとるべきことを**命令**します。 ・　上記期限を経過し、なお相当期間を経た後も改善されない場合を含め、指定の取り消し等の事由に該当する場合は、処分の対象となります。 ◎　監査の結果、不正の事実が確認された場合等は、聴聞手続きを経て、以下の処分を行います。 行政上の措置 指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 経済上の措置 不正又は不当な事項が認められ、返還金が生じた場合には、介護報酬の返還及び加算金の付加	実施通知 監　査 改善勧告 改善命令 改善報告 行政処分 （指定取消し等）	【監査の実施】 ○　重大な指定等の基準違反の事実 ○　明らかな不正又は著しい不当 ○　正当な理由なく改善を行わない　など **監査対象事業者** ・　利用者に対する虐待（人格尊重義務違反） ・　指定基準等における重大な違反 ・　運営指導等を行っても改善がみられない ・　サービス内容に不正又は著しい不当 ・　介護報酬の請求に不正又は著しい不当 などが行われたか若しくはその疑いがある介護保険施設等を対象とします。 ■　指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 ■　介護報酬の返還（加算金を含む）